

紹介

廣島縣農地部農地課編

廣島縣農地改革誌

— 金澤大、石井教授の業蹟 —

小松幸雄

オベリスクが建てられた埃及の昔から人類は洋の東西を問はず

自己の事業を記念するため、大小無數のモニュメントを建て、ドキュメントを残して來た。わが國の田舎のほんの僅かの面積に耕地整理が完成されたに對しても、堂々たる石碑に典雅な美辭が彫りつけてあるのに、われわれは屢々出會ひ且つ驚きの目を見張るのである。だからわが國今次の農地改革が世紀の偉業であるため、これを記念し、これを後世に残すべき資料

文獻が如何に多く編纂出版されても、少しも不思議はない筈である。國家が彬大な「農地改革頗末誌」を編み、各府縣は夫々の地區の「農地改革誌」を出版することは寧ろ當然といふよう。ここに紹介せんとする「廣島縣農地改革誌」は、多くの同種のものの中、秀作の一つであらう。

本誌の構成は、第一部と第二部よりなるのであるが、第一部は「農地改革前の廣島縣農業」、第二部は「農地改革の展開」と

編纂の具體的方法は種々あるやうである。その一つは體系もなく、事實記錄の單なる蒐錄である。その二つは各事項を別々の擔當者にそれぞれ記述せしめるものであり、その三つは、同一の擔當者に凡て執筆擔當せしめ記錄せしめるものである。この廣島縣農地改革誌が成功した一つの原因是、最後の方法が採られたことにあると思ふ。從つてその責任編纂者の現金澤大學教授石井俊之氏の努力が高く買はるべきであり、その精力的な問題との取組み方は、右教授が流石滿鐵北京調査部において鍛えられた腕前だと思ふのである。私も二、三の縣の農地改革誌を見た。然しそれは謂はば素人の器用さで纏まつたものとの感をうけた。然し廣島縣のそれはやはり玄人の作だと直ちに判明されたものである。

編者は序文に「誌」であつて「史」ではないと斷られ、又本文中にも屢々この句が出る。だけれどこの農地改革誌は單に農地改革をクロノロジカルに羅列したものではなく、體系をもつて綴られてゐる。その断り書きにあるに拘はらず、やはり敘述の行間には理論の展開が窺われて、單なる「誌」でないことも事實である。勿論本誌の題名が誌であつて、客觀的事實の敘述に忠實ならんとしても、編者の究學の情熱は單なる現象形態の羅列にはあきたらぬのである。

して、七章よりなり、第一次農地改革、第二次農地改革、農地改革の機關、農地改革の成果、改革途上に起きた諸問題、農地改革の影響、結論の順序を逐つて論述してある。従つて、第一部は、第二部の廣島縣の特殊性を浮彫せんための日本農業の歴史的背景と現状を常に焦点と廣島縣においてそれと對比交照せしめつつ、後者の位置づけをしてゐるのである。著者はあくまでこの革命的といはれる農地改革は、それが遂行されざるを得なかつた必然性を、そして敗戦といふ事實がこれを顯在的のもととしたことを、各方面から論證せんとしてゐる。このことは結論としても採り上げてゐるのであるが、「以上述べた四つのもの……政治的、經濟的、思想的、社會的目的……はいふまでもなく別個のものでなく、一つの社會的歴史的過程における生產關係として統一されなければならないものであり、一つのもの四面にすぎない。農地改革はかくて内外の政治的、經濟的諸要請に應じて實施された偉大な社會革命の運動であつた。」と觀る編者は、農地改革の行はるべき基礎が已に爛熟してゐたとすることと、改革が上から行はれたといふことは必ずしも矛盾するものではないと述べてゐる。國家總動員法による一聯の農業諸統制等は、「その本質は戰爭の苛烈化に伴う國內經濟體制の矛盾を自己に有利に方向づけ、且つそこから生れる不平不滿の爆發を恐れたこと、資本の發展のために益々経営となつて來た「封建的」土地所有を解消しようとする軍事的資本主義のための對策だつたのである。日本資本主義は本來ならば對立

すべき性質の、地主とブルジョアジーとの妥協によつて維持されて來た、だが今や戰局の苛烈化に伴ひ、危機に追ひつめられて行つた資本主義は、「自ら救濟」存命のためには、この盟友たる地主と離れなければならなかつた。……斯くて地主が減少して自作が増加したのである。」によつてその一斑が窺はれるやうに封建的地主制度は軍事的資本主義の發展の桎梏となつて破碎されるべき運命にあり、農地改革は「敗戦による日本資本主義經濟がよつて立つその基盤としての農業を維持し、もつて自ら延命するための最後の方法として行はれた強行手段である」とも見た。更にこれが外國資本主義の要求ともなつて、農地改革が要請されたものであるとして、マンチエスター・ガーディアン紙の論説を引用してゐる。曰く「軍部は打撃をうけたが専門官僚・地主は依然存続しており、これに變革を加えるものは米國の積極政策か、さもなければ日本の經濟的困難以外にない。」農地改革は日本改革の第一歩であり、農民生活を向上せしめることは日本の工業に對する低労働の給源を斷ち、また日本軍の徵兵力を減ずることとなり、一方農民の購買力の増加は國內の需要を増し、延いては對外輸出と侵略とを緩和する效果がある」として、連合國が日本の民主化を要請したのは、自國の政治的經濟的安定と繁榮のためであり、日本農業の繁榮、從つて農地改革事業は彼等にとつてその目的ではなくその手段であつたと述べてゐる。斯くて農地改革は國內資本と外國資本の要請が一應農業生産力の發展の障礙たる舊體の破碎として達成を

見たのであるが、それがあまりにも「事務的處理」にすぎたため、そこにまた矛盾を多く孕んだとする。その最も甚だしいものが「近畿型」の微小型である廣島縣においてであるとする。さて、第一部のザイン否如何にあつたかのベーレンに就いてみると、廣島縣が農家一戸當り耕地面積の零細性はわが國における最低であり、零細經營が壓倒的で、従つてそこにおける勞働手段の停滯性は、編者が剥明に全國比と對照し、地帶別に區別してそれぞれの特色を帶びさせつて論證するところである。それと共に廣島縣は米の反嘗り生産力の全國最下位(千葉縣と共に)にあることを剔出し、ここに農業の生產關係の生産力の抑壓を示して、「農業の總崩壊は政治の行詰りを意味した」と理解する。

又農家形態についても廣島縣においては、全國比と較べての特殊性を抽出し、零細經營故の兼業農家の賃労働者、職員勤務者の比が如何に高位であるかを明示し、農民層の分解が專業より兼業化へ、次いで賃労働者の順に行はれることを實證してゐる。

次に然らばこれららの實狀にあつたものが、農地改革によつて如何にゲボルトされたか。本誌の第二部で取扱ふところである。つまり日本農業の行詰りの典型としての廣島縣が、その劃一的な「事務的處理」の成功——全國において全耕地面積の三四・五五%、全小作地の七九・五%——廣島縣において全耕地の二四・〇%、全小作地の七七・八%の解放——にもかかねら

ず、それにつづく未解決の難問題が直ちに頭を露呈することを指摘するのである。もともと農地改革の基本線は土地生產力の昂揚であつた筈である。然るに廣島縣のやうな零細經營、零細土地所有——廣島の一戸嘗り買収面積の大きさは全國の半分に足らず、各地主についてみてても、不在地主は全國は廣島より二・七倍も大であり、在村地主も亦一・八倍、寄生地主たる不在地主が不耕作地主だけ比較してみても正に二・二倍であり、廣島の地主がいかに小規模のものが多いか——の支配する所では、農地解放、自作農化は、名目的の獨立自營農民にも拘らず自給化的傾向をとどまるを得ないことを指摘し、「創設された五反以下の零細農家の多量の創出をもつて、國際的規模における資本攻勢に對抗して行くことは木によつて魚を求むことに似た業であらう。彼等は自作農になつたために、社會的な生產(小農時代は社會的生産であり得た)から遂に私的生産の殻にとどまつてしまつたのである」と論述する。然し乍らこの論述にも拘らず廣島縣の零細土地所有分化の中にも、各地帶別にそれぞれの特色をもち、在村地主・不在地主の在り方の相違、特色の分析等は面白く浮彫りされて、讀者の興味をひくと共に編者の勞苦を高く買ふわけである。前述のやうに全國でも最低の零細土地所有、零細經營の支配的土壌にも、チミで目立たぬ細かいものもあるが、それでもやはり各地帶別にそれぞれの綾模様が織りなされてゐるのであつて、大柄の模様よりも却つて興味を引くものがある。

例へば、買収農地のうち小作地について見るに、「地主の在村率は奥地ほど高い。これは都市ほど不在地主の率が高いのと正対してゐる事實である。奥地は地代＝土地に都市は利潤又は産業に依存するといふ都市と農村の分化の現れと見らる。」とか、又「都市的地域又は島嶼部で田が少い地域ほど、地主の田の保有率即ち田に對して寄生しようとする度合は高くなつてゐる。このことは米を糧軸作物とする日本農村において、土地所有が一般には田を目ざす傾向にある所以を説明する一つの例である」とか、「大地主は都市附近→奥地→島嶼地帶の順に存在してゐることがわかる」等々。

在村地主の規模についても、一廣島縣では在村地主も五反歩以下の貸付のものが多く、買収保有限度たる一町歩（本縣は五反歩）以下が實に九一・三%（全國平均は八一・一%）であり、殆んど買收圈外にあつたのである。これらの地主はだから當然に他に職業をもつか、自力で農地を經營する外はなかつたわけである。このように貸付以外に自己經營をしなければならないのは、所有地が小なれば小なるほどその必要が増大して來るのはいふまでもあるまい。經營をしてゐるのは一町歩以下の「地主」で八七・七%に達してゐる。これは眞の意味での經濟的經營でなく、むしろ生存經營的な或は補充的經營であらうことは容易に推測出来るであらう。一町歩以下で資本主義的經營のは恐らく困難であるからである。資本主義の成立を許さぬ程の土地の零細性及び地主としては即ち地代だけでは生活出来ない

ために離村することによつて成立する型の不在地主があることも忘れてはならないものである。」とし、山間、中間地帯もさうであるが、都市部では一町歩以下が九九%、五反歩以下だけで九二%の壓倒的多數を占める驚くべき零細土地所有性を暴露してゐる。

これらの矛盾をもつ廣島縣から農地改革の積極的效果を期待することとは困難であらう。

例へば、(a) 廣島縣では五反歩以下層は全國傾向に反して増加し、特に三反以下の微細農の如きは三九%から四二%へと増大してゐる。

(b) 自作農も五反以下が五六%から五六%へ、三反以下も三八%から同じく三八%へと少しも減少せぬ。全國的には前者が四一%から三二%へ、後者が二四%から一七%へと減少を見せてゐるに對して。

(c) 小作農も五反以下は僅かに減少したが、三反以下は却つて増大した。

(d) 小自作農は五反以下は五四%から七九%へ、三反以下は三〇%から五二%へと著増してゐる。

(e) 小作農も八一%から九八%へ、三反以下が六三%から九二%へと著増した。

「かうして農地改革はその目的の一としての農民の自作化については成功したが、その内容が絶端な零細農の創設に過ぎなくなつたことを認めないわけには行かぬであらう。」「創設され

た自作農はかくて經營の自主性の弱い、むしろ資本主義への奉仕農といつた方が適當ではなかろうか。」

又經營面積についても、かかる矛盾は現はれ、更に兼業農家現象においても顯現することは當然といへよう。この兼業化の過程は「農家の分解の過程であり、この過程は耕地の零細化の過程と軌を一にするものであり、農業が副業化し、兼業が却つて正業化して行く過程である」と指摘する。第一種兼業より第二種兼業へと推移しつつあることは容易に想像出来るところである。「農産物の代りに副業生産物を、そして次には自己の勞働力を賣るに至る」とある。そして編者は「この農地改革によつて自作農が創設されたが、それをもつて資本に對抗するまでの威力にはならなかつたといふことは言ひ得られよう」と結ぶ。斯くて、この改革の成果を摘要すれば

- (1) 農地改革の廣島縣の特色は自作農が五反歩以下の特に三反歩以下の微細農家として、創設された。改革は從來のものを益々狹隘にした。廣島縣においては改革が期待されたやうな方向たる正しい商業的農業に向ふことが出来なかつた。
- (2) 廣島縣における農民層の分解は、中農乃至大農と貧農乃至農業労働者への兩極分解といふ方向でなく、といつて中農化の方向でもなく、全面的崩壊の型を示してゐる。
- (3) 農業近代化の型として、プロシヤ型、アメリカ型、ソヴィエート型のうち、どちらかといへば日本のものはプロシヤ型であらうか、それには可成りの隔りを認め、ソヴィエート型に

は、自作農の細分化による小ブルジョア的所有慾がこれを妨げ他の條件において又缺ける所が多いとし、

(4) 農地改革の效果を眞に發揮せしめるのは、資本主義と農業との間に介在する基本的對立關係が最も合理的に調整革新されることである。

#### (5) 農地改革から農業改革への歩みが採らるべきだ。

本文三八九頁、統計表一六二票の刻明な實證的本改革誌の結論から生れる改革後の方途を摘要すれば右のやうなものである。以上私の紹介は全誌の一斑を見たにすぎず的はずのものが多くあり、編者の意を十分傳へなかつたし、或は歪めてそれをしたことを懼れるものである。私は編者とその協力者が、精力を傾けて零細土地所有地、零細經營地として、わが國の第一地帶たる廣島縣における農地改革の經過と成果についての精細な分析に對して敬意を表するものである。これは所謂「近畿型」の極端なものと編者の言ふところの「崩壊型」ではあるが、またもつてわが國今次の農地改革のもつた矛盾の一縮圖でもあるといへよう。従つて本誌が日本農業の次に来るべき問題解決のためにとらるべき對策のよき導きのドキュメントとなるものであらう。

尙本誌は本文以外に参考資料編一六六頁、附錄七八頁あり、多數の基礎統計が掲載され、又「五〇町歩以上の大地主の一例」の天然記念物的存在の貴重な事例を含めてゐる。詳しく述べてみられんことを。